



平成 27 年 7 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社ゲオホールディングス
本 社 住 所 愛知県名古屋市中区富士見町 8 番 8 号
代 表 者 名 代表取締役社長 遠藤 結蔵
(コード番号:2681 東証 第一部)
問 合 せ 先 情報管理部 GM 三谷 康生
(TEL 052-350-5711)

業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの基本方針)の一部改訂のお知らせ

当社は、平成 27 年 7 月 29 日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システムの基本方針)を一部改訂することを決議いたしましたので、下記のとおり改訂後の内容をお知らせいたします。(変更箇所は下線で示しております。その他箇所についての変更はございません。)

記

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 取締役・従業員が法令・定款に適合し、社会的責任を果たす行動ができるように、企業倫理規程を制定し、法務コンプライアンス部担当取締役を統括責任者とし、当社及び当社子会社の全役員・従業員にコンプライアンスの周知・徹底を図る。
 - 2) コンプライアンスの状況については、監査部に内部監査をさせ、取締役・監査役に報告せしめる。
 - 3) コンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいた場合、従業員が直接、担当窓口に通報するよう内部通報制度規程に定め、周知を図る。
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 想定しうるリスクに備えるため、リスク管理規程を制定するとともに、社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスクを把握・評価し、対策を決定する。
 - 2) 危機が発生した場合は、リスク管理規程に基づき、危機管理対策本部を設置し、損害を最小限に止める体制を整備する。
- ③ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 取締役会を毎月1回、定期的に開催し、必要に応じて随時、臨時取締役会を開催するとともに、事前に、会議において議論を行い、取締役会で審議・決定する。
 - 2) 取締役会決議・組織権限規程により、取締役の担当業務と職務権限を明確にする。
 - 3) 中期経営計画・年度経営計画により全社的な目標を設定し、各部門はその目標達成のために具体的な部門目標を設定する。
- ④ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、法令・定款・社内規程に基づき、適切に、かつ検索性の高い方法で保存・管理する。
- ⑤ 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 1) 子会社の統括管理を情報管理部が行い、各部門は担当業務に応じた管理を行う。

2) 子会社の取締役・監査役を当社から派遣し、子会社の業務執行状況を監督・監査する。
3) 子会社は、当社との連携を保ちながら、自社の事業規模・特性を踏まえ、自ら内部統制システムを整備する。

4) 当社は事業活動の総合調整と業務執行の意思統一を図るため、情報管理部より月1回、子会社に対し重要事項の報告を求め、その内容を確認する。

また、報告事項のうち、特に重要性の高い事項については当社基準により親会社取締役会に報告等を行い、親会社においても審議を行う。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

1) 監査役から求められた場合、監査役会と協議の上、必要な人員を配置する。当該人員の異動・人事評価については、監査役会の意見を尊重する。

2) 監査役が使用人に指示した補助業務については、監査役の指示のみに服する。

⑦ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

1) 当社及び当社子会社取締役は、当社に重大な影響を与える事項及び監査役会が報告すべきものと定めた事項について、監査役に報告する。また、監査役は必要な都度、当社及び当社子会社取締役・従業員に対し、報告を求める。

2) 会社は、前項の報告を行った者に対し、当該報告を理由として、不利な取り扱いを行わないものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1) 代表取締役と監査役との定期的な意見交換会の開催、また監査部との連携により、適切な意思疎通と効果的な監査を図るための体制を確保する。

2) 会計監査人と監査役との定期的な会合を開催し、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める機会を設ける。

⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該業務の執行について生ずる費用または債務の処理に関わる方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行に伴い、当社に対し費用の請求をした場合、当該請求が監査役職務執行に必要ではないと認められた場合を除き、当該請求を処理する。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

以上